

感染症関連情報（広域情報）

件名：中南米地域におけるジカ熱の発生

（妊娠予定及び妊婦の方は特にご注意ください。）

1. 蚊媒介の感染症（ジカ熱、デング熱及びチクングニア熱）の発生

（1）2015年5月以降、ブラジルをはじめとする中南米地域においてジカ熱の発生が報告されています。現在、ブラジルの21州で感染が確認されているほか、世界保健機構（WHO）によれば、コロンビア、スリナム、エルサルバドル、グアテマラ、パラグアイ、メキシコ、ベネズエラ、パナマ、ホンジュラス、プエルトリコ、ハイチ、ボリビア、バルバドス、エクアドル、ガイアナ、フランス領（グアドループ、サン・マルタン、ギアナ、マルティニーク）等において、ジカ熱の感染例が報告されています。

（2）2015年11月28日、ブラジル保健省は、妊娠中のジカ熱感染と胎児の小頭症に関連が見られることを発表しました。同省によれば、2015年10月から2016年第2週までに同国内で3,893例の小頭症児が報告されているとのこと。ジカ熱と小頭症の関係については、現在も引き続き研究が行われていますが、詳細な調査結果が得られるまでは、特に妊娠中の方又は妊娠を予定している方は、流行国、地域への渡航・滞在を可能な限り控えるよう、十分注意して下さい。やむを得ず渡航・滞在する場合には、在ブラジル日本国大使館等からの最新の関連情報を入手するとともに、蚊に刺されないようにするなど以下3を参考に十分な感染予防に努めてください。

（参考）

なお、中南米地域では、ジカ熱と同様に、蚊を媒介とした感染症であるデング熱やチクングニア熱の発生も毎年報告されています。ブラジル保健省が発表した、2015年から2016年1月2日までのブラジル全土でのデング熱感染者は1,649,008人、その内デング重症型が1,569人、死者が863人となっています。デング熱は、中南米地域において高温多湿になる夏季（1月から5月にかけて）に流行の最盛期を迎えますが、今シーズンのブラジルでは、例年よりも早い10月～11月と早期に感染者数の増加が始まっており、このような年はデング熱の流行年となる傾向にあることから、特に注意が必要です。については、ジカ熱、デング熱及びチクングニア熱といった蚊媒介感染症について十分な感染予防に心がけてください。

2. ジカ熱について

（1）感染源

ジカウイルスによる感染症で、ウイルスを持ったネッタイシマカやヒトスジシマカに刺されることで感染します。感染した人を蚊が刺すと、蚊の体内でウイルスが増殖し、その蚊に人が刺されると感染する可能性があります。

（2）症状

ジカウイルスを保有した蚊に刺されて感染してから発症するまでの期間（潜伏期間）

は3～12日で、およそ2割の人に発症します。発症すると軽度の発熱（38.5℃）、頭痛、関節痛、筋肉痛、班丘疹、疲労感、倦怠感などを呈しますが、一般的に Dengue 熱や Chikungunya 熱より軽症とされています。

（3）治療方法

現在、ジカ熱、Dengue 熱及び Chikungunya 熱には特有の薬がなく、対症療法が行われます。Dengue 熱では、血小板が低下し、出血を起こしやすくなるので、Dengue 熱でないことが確認されるまでは、血小板の働きを弱める作用を持つアスピリンやイブプロフェンなどの NSAIDs と呼ばれる解熱鎮痛剤の使用を避け、アセトアミノフェン（パラセタモール）を使用してください。ジカ熱、Dengue 熱及び Chikungunya 熱が流行している地域で蚊に刺されて発熱が続く、または発熱後に発疹が出たなど、ジカ熱、Dengue 熱及び Chikungunya 熱を疑う症状が現れた場合には、医療機関への受診をお勧めします。

（4）予防

ジカ熱、Dengue 熱及び Chikungunya 熱には有効なワクチンもなく、蚊に刺されないようにすることが唯一の予防方法です。これらの感染症の発生地域に旅行を予定されている方、1月～5月にかけて蚊の繁殖が最盛期を迎えますので、次の点に十分注意の上、感染の予防に努めてください。

- 外出する際には長袖シャツ・長ズボンなどの着用により肌の露出を少なくし、肌の露出した部分には昆虫忌避剤（虫除けスプレー等）を2～3時間おきに塗布する。
- 室内においても、電気蚊取り器、蚊取り線香や殺虫剤、蚊帳（かや）等を効果的に使用する。
- 規則正しい生活と十分な睡眠、栄養をとることで抵抗力をつける。
- 突然の高熱や頭痛、関節痛や筋肉痛、発疹等が現れた場合には、Dengue 熱を疑って、直ちに専門医師の診断を受ける。
- なお、蚊の繁殖を防ぐために、タイヤ、バケツ、おもちゃ、ペットの餌皿等を屋外放置しない、植木の水受け等には砂を入れるなどの対策をとる。

（参考）

○厚生労働省HP（ジカ熱について）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902,2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）5367

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
(携帯版) <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

(現地在外公館連絡先)

○在ブラジル日本国大使館

電話：(市外局番 61) 3442-4200

国外からは(国番号 55) -61-3442-4200

ホームページ：<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

○在ベレン領事事務所

電話：(市外局番 91) 3249-3344

国外からは(国番号 55) -91-3249-3344

ホームページ：<http://www.belem.br.emb-japan.go.jp/pt/jp/index.html>

○在レシフェ領事事務所

電話：(市外局番 81) 3207-0190

国外からは(国番号 55) -81-3207-0190

ホームページ：<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/recife.html>

○在サンパウロ日本国総領事館

電話：(市外局番 11) 3254-0100

国外からは(国番号 55) -11-3254-0100

ホームページ：<http://www.sp.br.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

○在リオデジャネイロ日本国総領事館

電話：(市外局番 21) 3461-9595

国外からは(国番号 55) -21-3461-9595

ホームページ：<http://www.rio.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

○在クリチバ日本国総領事館

電話：(市外局番 41) 3322-4919

国外からは(国番号 55) -41-3322-4919

ホームページ：http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/index_j.html

○在ポルトアレグレ領事事務所

電話：(市外局番 51) 3334-1299

国外からは(国番号 55) -51-3334-1299

ホームページ：http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/poa_j.html

○在マナウス日本国総領事館

電話：(市外局番 92) 3232-2000

国外からは(国番号 55) -92-3232-2000

ホームページ：<http://www.manaus.br.emb-japan.go.jp>

○在コロンビア日本国大使館

電話：(市外局番 01) 317-5001

国外からは（国番号 57） -1-317-5001

ホームページ：http://www.colombia.emb-japan.go.jp/japanese/index_j.html

○在トリニダード・トバゴ日本国大使館（スリナム及びガイアナを兼轄）

電話：628-5991

国外からは（国番号 868） 628-5991

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.html>

○在エルサルバドル日本国大使館

電話：2528-1111

国外からは（国番号 503） 2528-1111

ホームページ：http://www.sv.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○在グアテマラ日本国大使館

電話：2382-7300

国外からは（国番号 502） -2382-7300

ホームページ：<http://www.gt.emb-japan.go.jp/mainJA.html>

○在パラグアイ日本国大使館

電話：（市外局番 021） 604-616, 604-617, 603-682, 606-900

国外からは（国番号 595） -21-604-616, 604-617, 603, 682, 505-900

ホームページ：<http://www.py.emb-japan.go.jp/jap/index-jp.html>

○在エンカルナシオン領事事務所

電話：（市外局番 071） 202-287, 202-88

国外からは（国番号 595） -71-202-287, 202-288

ホームページ：<http://www.py.emb-japan.go.jp/jap/encarnacion-jimusho.html>

○在メキシコ日本国大使館

電話：（市外局番 55） 5211-0028

国外からは（国番号 52） 55-5211-0028

ホームページ：<http://www.mx.emb-japan.go.jp>

○在レオン総領事館

電話：（市外局番 477） 343-4800

国外からは（国番号 52） 477-343-4800

○在ベネズエラ日本国大使館

電話：（市外局番 0212） 262-3435

国外からは（国別番号 58） -212-262-343

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>

○在パナマ日本国大使館

電話：263-6155

国外からは (国番号 507) -263-6155

ホームページ : <http://www.panama.emb-japan.go.jp/jp>

○在ホンジュラス日本国大使館

電話 : 2236-5511

国外からは (国番号 504) -2236-5511

ホームページ : <http://www.hn.emb-japan.go.jp>

○在ニューヨーク日本国総領事館 (プエルトリコを兼轄)

電話 : (212) 371-8222

国外からは (国番号 001) 212-371-8222

ホームページ : <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/index.html>

○在ハイチ日本国大使館

電話 : 2256-5885/3333

国外からは (国番号 509) -2256-5885/3333

ホームページ : <http://www.ht.emb-japan.go.jp>

○在フランス日本国大使館 (仏領を兼轄)

電話 : (市外局番 01) 4888-6200

国外からは (国番号 33) -1-4888-6200

ホームページ : <http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/>

○在バルバトス日本国大使館

電話番号 : 246-287-5296

国外からは (国番号 1) -246-287-5296

○在ボリビア日本国大使館

電話 : (市外局番 02) 241-9110~3

国外からは (国番号 591) -2-241-4110~3

ホームページ : <http://www.bo.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

○在サンタクルス出張駐在官事務所

電話 : (市外局番 03) 333-1329

国外からは (国番号 591) -3-333-1329

○在エクアドル日本国大使館

電話 : (市外局番 02) 227-8700

国外からは (国番号 593) -2-227-8700

ホームページ : http://www.ec.emb-japan.go.jp/index_j.html